

議案第 8 号

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例及び君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例及び君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の公布に伴い、条例の規定を整理するため、君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和 49 年君津市条例第 2 号）及び君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和 53 年君津市条例第 8 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例及び君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例の一部を改正する条例

（君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部改正）

第1条 君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例（昭和49年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「（昭和29年法律第89号）」を「（明治29年法律第89号）」に改める。

第2条 君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例の一部改正）

第3条 君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和53年君津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例第6条第2項第2号の規定は、平成31年8月以後の月分の福祉手当について適用し、同年7月までの月分の福祉手当については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例第9条第1号の規定は、平成31年7月以後の月分の住宅手当の支給の制限について適用し、同年6月までの月分の住宅手当の支給の制限については、なお従前の例による。

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例及び君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条による改正 君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例 （手当の額及び支給方法） 第 6 条 省略 2 前項第 1 号ア又はイに掲げる者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものの手当の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、月額 5, 0 0 0 円とする。 (1) 省略 (2) 前項第 1 号ア若しくはイに掲げる者又はその配偶者若しくは民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得（1 月から 7 月にあっては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの 3 ～ 4 省略	（手当の額及び支給方法） 第 6 条 省略 2 前項第 1 号ア又はイに掲げる者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものの手当の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、月額 5, 0 0 0 円とする。 (1) 省略 (2) 前項第 1 号ア若しくはイに掲げる者又はその配偶者若しくは民法（昭和 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得（1 月から 7 月にあっては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの 3 ～ 4 省略
第 2 条による改正 君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例 （手当の額及び支給方法） 第 6 条 省略 2 前項第 1 号ア又はイに掲げる者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものの手当の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、月額 5, 0 0 0 円とする。	（手当の額及び支給方法） 第 6 条 省略 2 前項第 1 号ア又はイに掲げる者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものの手当の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、月額 5, 0 0 0 円とする。

(1) 省略

(2) 前項第 1 号ア若しくはイに掲げる者又はその配偶者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得（1 月から 7 月にあつては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの

3～4 省略

第 3 条による改正 君津市ひとり親家庭住宅手当支給条例

（支給の制限）

第 9 条 手当は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その年の 7 月から翌年の 6 月までは支給しない。

(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

第 10 条 省略

第 11 条 省略

(1) 省略

(2) 前項第 1 号ア若しくはイに掲げる者又はその配偶者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得（1 月から 7 月にあつては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの

3～4 省略

（支給の制限）

第 9 条 手当は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その年の 7 月から翌年の 6 月までは支給しない。

(1) 受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

第 10 条 省略

第 11 条 省略